

優先交渉権者選定基準

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
基準-1	2	2	1				<p>基礎審査の基準としてPSCあるいはPSCから算定された想定最大価格があって、それを上回るといくら素晴らしい提案内容であっても次の本審査を受ける資格を失うということですから、横浜市殿のPFI基本方針・ガイドラインの中で掲げておられる公平性・透明性を確保するためには、これらの基準を事前に公表することは必須と考えます。また、同基本方針・ガイドラインのP. 16でPSCとPFI-LCCを比較する際の留意点の一つである、イコールフッティングが確保されていることを公表によって示すことによって、上記透明性の確保に繋がるものではないでしょうか。</p> <p>表面価格で1位と2位以下の差が極小であったのにも拘らず、その隙間に事業者には見えない基準線があって、二次審査に進まず自動的に価格1位のグループが落札するというようなケースも想定されます。二位以下のグループには不運だったということでお詫びして戴きたくないところです。不落札グループ各社の貴重な資源を提案作業に投資したことが徒労となってしまいます。PFI事業提案には、通常の公設案件とは桁違いの手間とコストが掛かることを何卒ご理解戴きたくお願い申し上げます。</p>	基準発電単価を如何に下回るかが重要な指標であると考えています（15年度の東京電力からの購入電力単価は10.80円/kWh）。各提案者の創意工夫を期待しております。
基準-2	3	3	1				<p>審査対象となる価格の計算のうち、提案総額とは、「提案書類記載要領及び様式集中」の様式3-3の「2. PFI事業者に対する市実負担額」であるとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>誤りの場合は、様式中の該当部分、もしくは計算式を教示いただけますでしょうか。</p>	ご質問のとおり様式3-3の「2. PFI事業者に対する市実負担額」となります。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
基準-3	3	3	1				既設発電設備の保守点検等維持管理費用は、既設発電設備の計画稼動時間により大きく変動しますが、評価上差し引かれる既設発電設備の保守点検維持管理費用は各提案によるものという解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
基準-4	3	3	1	(1)			第一回質問の基準-3で補助金を含めないというご回答ですが、建設負担金分についても同様に含めるべきではないと考えます。含めますと電力・温水基本料金とダブルカウントとなります。従って、「提案総額とは市からPFI事業者への新規発電設備及び取合工事後の更新対象外発電設備に対する電力料金および温水料金の支払総額の内、既設発電設備の保守点検等維持管理費用及び切離し工事費用総額とそれに伴う利息相当を差し引いた額」とすべきではないでしょうか。	上記基準-2をご覧下さい。